

吾妻漁業協同組合遊漁規則
(共第2号及び第4号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、吾妻漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第2号及び第4号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(アユ、マス(ヤマメ、イワナを含む。)、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の遊漁の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十一条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者(第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動物	期 間
ア ユ	6月1日から8月31日までの期間内で 組合が定める日時から10月31日まで
ヤマメ サクラマス (降海した後にさく河したものに 限る。以下同じ。) イワナ	3月1日から9月20日まで
マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下 同じ。) コ イ フ ナ ウ グ イ オ イ カ ワ ウ ナ ギ	3月1日から9月20日まで (ただし、四万湖及び岩島橋から箱島堰堤までの 吾妻川は1月1日から12月31日まで)

- 2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣	1 人につき 1 本
竿 釣	1 人につき 2 本
す く い 網	1 人につき 1 統・網口径 4 5 cm 以下

- 2 前項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
 3 前項の制限は、あらかじめ組合の掲示板に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
四万発電所放水口から下流四万湯原橋まで 約 2 0 0 m の間の四万川	3 月 1 日から 5 月 3 1 日まで
砂防堰堤から下流吾妻川本流の合流点まで 約 5 0 0 m の間の高羽川	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
稲田堰堤から上流 1 0 0 m の間の温川 浄永橋から上流 1 0 0 m の間の深沢川	3 月 1 日から 5 月 3 1 日まで
名久田川・温川 孀恋橋から下流万座川合流までの吾妻川 岩島橋から下流箱島の取水堰までの吾妻川 駒岩橋から湯原橋及び県営中之条発電所 より下流の四万川 羽衣橋から久森ダムまでの上沢渡川	5 月 1 0 日から 第三条第一項の組合が定める日 時

- 2 前項のアユ放流時は、あらかじめ組合の掲示板に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。
 3 アユ漁業のうち、ぐい(ころがし)は9月1日より10月31日までとする。
 ただし、名久田川、四万川、温川及び万座川合流から上流の吾妻川は、9月1日から9月20日までとする。

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
マス	15cm 以下
ヤマメ	15cm 以下
イワナ	15cm 以下
サクラマス	15cm 以下
コイ	15cm 以下
ウグイ	8cm 以下
ウナギ	30cm 以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種の場合は800円、アユを除く魚種の場合は500円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1日	1,500円
		1年	7,350円
	すくい網	1日	1,000円
アユを除く魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1日	1,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網	1年	300円
高校生	全魚種	同上	1年	4,200円
身体障害者 (県内居住者で 手帳所有者)	全魚種	同上	1年	3,500円

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

平成16年3月17日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-6号

注意事項

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

注意事項

別 表 遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
1	組合事務所	中之条町伊勢町 1 3 1 0 - 1	0279(75)4114	
2	アガツマホビー	東吾妻町原町 1 5 - 1	0279(68)2401	
3	仲川政明	東吾妻町川戸 1 5 8 6 - 1	0279(68)4780	
4	小池金吉	東吾妻町厚田 7 3	0279(67)3260	
5	小池武夫	東吾妻町矢倉 9 9 2	0279-67-2421	
6	加辺理容店	東吾妻町本宿 6 9 3	0279(69)3448	
7	大塚商店	東吾妻町萩生 1 7 0 7	0279(69)2305	
8	セブの吾妻郷原店	吾妻町郷原 6 9 3 - 1	0279(67)3248	日釣券のみ
9	加辺商店	東吾妻町大柏木 2 2 9 9	0279(69)2407	
10	内堀クリーニング	東吾妻町大戸 2 4 9	0279(69)3173	
11	大前商店	東吾妻町新巻 7 5 9 - 1	0279(59)3910	ホリ販売
12	青山フードショップ	中之条町青山 1 3 0 3 - 3	0279(75)3768	ホリ販売
13	木暮理容店	中之条町中之条 9 4 8	0279(75)2588	
14	上一根岸商店	中之条町伊勢町 9 8 6 - 3	0279(75)3222	
15	小林釣具店	中之条町伊勢町 8 8 6	0279(75)2391	
16	斉藤モーター	中之条町伊勢町 5 7 5	0279(75)2793	
17	とっかん屋	中之条町大塚 6 6 2	0279(75)0692	ホリ販売
18	中沢商店	中之条町赤坂 2 0 4 8	0279(75)1109	
19	高平商店	中之条町上沢渡 9 4	0279(66)2108	月水金のみ
20	関理容店	中之条町四万 3 9 8 0	0279(64)2921	
21	湯原荘	中之条町四万 8 4 0	0279(64)5532	
22	セブの三原店	嬭恋村三原 9 3 5 - 1	0279(97)4013	日釣券のみ
23	市川スポーツ	長野原町長野原 1 4 2	0279(82)3702	
24	樋口弥三郎	長野原町羽根尾 2 1 5	0279(82)2349	
25	萩原 千徳	長野原町北軽井沢 2 0 6 2	0279(84)3522	
26	黒岩 弘一	草津町草津 6 4 7	0279(88)3465	
27	そのだスポーツ	嬭恋村三原 4 5 2	0279(97)2138	
28	土屋 繁次	嬭恋村大笹 3 7 9	0279(96)1242	
29	とちぎや旅館	嬭恋村大前 8 1 7 - 1 0	0279(96)0002	

NO	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
30	内堀 久信	孺恋村大前 4 0 8 - 1	0279(96)0657	
31	黒岩 右男	孺恋村大前 2 0 9 - 3	0279(96)0338	
32	山口 辰雄	孺恋村田代 1 1 0 - 1	0279(96)0051	
33	干川今朝吉	孺恋村干俣 3 8 5	0279(96)0450	
34	六合村役場	六合村小雨 5 7 7	0279(95)3111	
35	鮎匠 (斉藤定雄)	小野上温泉前 伊香保町伊香保 5 3 0 - 6 0	090(9840)0807 0279(72)7055	ナリ販売 鮎匠自宅
36	小林 栄三	孺恋村芦生田 5 2 3 - 5	0279(97)2119	
37	セブ 岩井店	吾妻町岩井 2 5 3 - 1	0279(70)2068	日釣券のみ
38	セブ 伊勢町店	中之条町伊勢町 3 1 2 - 1	0279(75)3951	日釣券のみ
39	セブ 平店	中之条町平 2 0 7 8 - 1	0279(75)6823	日釣券のみ
40	セブ 北軽井沢店	長野原町北軽井沢 1 9 8 8	0279(84)6570	日釣券のみ
41	セブ ソイルブ 三原店	孺恋村鎌原 7 1 0	0279(97)1577	日釣券のみ
42	セブ ソイルブ 大笹店	孺恋村大笹 1 6 3	0279(96)1358	日釣券のみ
43	見晴館	中之条町四万 8 6	0279(64)2233	
44	かねしょう	中之条町四万 6 8 1 - 1	0279(64)2261	
45	阿部 宏	中之条町四万 8 2 9 - 7	0279(64)2271	
46	高橋 信一	中之条町四万 3 9 2 3	0279(64)2455	
47	山田屋	中之条町上沢渡 3 3 6 1 - 2	0279(66)2547	
48	丸一商店	中之条町上沢渡 2 7 9 9 - 1	0279(66)2457	
49	林商店	中之条町上沢渡 2 1 4 5 - 4	0279(66)2016	
50	大正屋商店	中之条町下沢渡 9 8 6	0279(66)2155	
51	金井泰三	中之条町折田 1 1 9 2	0279(75)5570	